

近隣市の福祉手当比較表

		流山市	我孫子市		柏市		野田市			松戸市		習志野市
【対象者】 障害児(主に20歳未満)		障害児 身体障害者 1.2.3級 知的障害者 重度、中度、軽度 精神障害者 1.2.3級	障害児(18歳未満) 身体障害者 1.2.3級、 知的障害者 重度、中度 精神障害者 1.2級	障害児 身体障害者手帳 1.2.3.4級 知的障害者 重度、中度 精神障害者 1級		障害児 身体障害者 1.2.3.4級 知的障害者 重度、中度			障害児 身体障害者 1.2.3.4級 知的障害者 重度、中度		障害児 なし	
【対象者】 障害者(主に20歳以上)		障害者 身体障害者 1.2.3級 ねたきり身体障害 (20歳以上65歳未満) 知的障害者 重度、中度、軽度 精神障害者 1.2.3級	障害者(18歳以上) 身体障害者 1.2級 ねたきり身体障害者 (18歳以上65歳未満) 知的障害者 重度 精神障害者 1級	障害者 身体障害者 1.2級 ねたきり身体障害者 (20歳以上65歳未満) 知的障害者 重度、中度 精神障害者 1級		障害者 身体障害者 1.2.3.4級 (ただし3.4級は60歳以上) ねたきり身体障害者 (20歳以上65歳未満) 知的障害者 重度、中度			障害者 ねたきり身体障害者 (18歳以上65歳未満) 知的障害者 重度		障害者 ねたきり身体障害者 (20歳以上65歳未満) 知的障害者 重度	
当初予算額(H25)単位:円		226,642,000	64,070,000		764,700,000		153,747,000			41,664,000		12,329,000
対象者数(H25)単位:人		3,839	831		5,626		2,771			496		119
所得制限		市民税22万円以下は全額支給 市民税22万円超～42万円未満は減額支給 市民税42万円以上は不支給	市民税非課税は全額支給 市民税均等割課税は半額支給 市民税所得割課税は不支給 生活保護者は不支給		なし		国手当の所得制限を適用 生活保護者は不支給			国手当の所得制限を適用(障害者のみ)		国手当の所得制限を適用
多制度との調整		・介護保険給付サービス、自立支援法の給付サービスを受けた場合は翌月以降は支給額の2分の1が支給となる。	・なし		・ねたきり身体障害者、在宅重度知的障害者については、介護保険給付サービスを受けた場合は支給停止となり、サービスを受けなくなれば支給対象となる。		・ねたきり身体障害者、在宅重度知的障害者については、介護保険給付サービスを受けた場合は翌月以降支給停止となる。			・ねたきり身体障害者、在宅重度知的障害者については、介護保険給付サービス、予防給付サービスを受けた場合は翌月以降支給停止となる。		・介護保険給付サービスを受けた場合は翌月以降支給停止となる。
対象年齢		全年齢	18歳未満	18歳以上	20歳未満	20歳以上	20歳未満	20歳以上	60歳以上	20歳未満	18歳以上	20歳以上
身体障害者	1級	6,900	8,650	6,500	14,500	11,000	5,800	5,800	—	7,000 ※(10,800)	—	—
	2級	6,900	8,650	6,500	14,500	11,000	5,800	5,800	—	7,000	—	—
	3級	5,900	8,650	—	13,000	—	4,000	—	4,000	6,000	—	—
	4級	—	—	—	13,000	—	3,100	—	3,100	6,000	—	—
	ねたきり	8,650	—	8,650	—	12,500	—	8,650	—	—	8,650	8,650
知的障害者	重度	8,650	8,650	8,650	14,500	12,500	5,800	8,650	—	7,000 ※(10,800)	8,650	8,650
	中度	7,900	8,650	—	13,000	11,000	5,800	5,800	—	6,000	—	—
	軽度	6,900	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
精神障害者	1級	6,325	8,650	6,500	11,000	11,000	—	—	—	—	—	—
	2級	5,060	8,650	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3級	3,795	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※身体障害者1級と知的障害者重度が重複するもの